

千葉県自然公園施設管理規則の一部改正について

環境生活部自然保護課

1 概 要

自然公園施設である片貝自然公園施設内の「ふるさと自然公園センター」を九十九里町に移譲することに伴って、公の施設としての同施設を廃止することから、千葉県自然公園施設設置管理条例の同施設に関する規定を削除したため、千葉県自然公園施設管理規則においても関係する規定の整備を行ったもの。

2 改正内容

利用時間及び利用日に係る規定の整備を行った。(第9条第1項)

- (1) 表利用時間の項中「博物展示施設」を「大房岬自然公園施設の博物展示施設」に改めた。
- (2) 表利用日の項中「、片貝自然公園施設の博物展示施設」を削った。

【改正前】

(利用日等)

第九条 自然公園施設の利用時間及び利用日は、次のとおりとする。

利用時間	博物展示施設及びレストハウスについては午前九時から午後四時三十分まで、白子自然公園施設の野球場については午前九時から午後五時まで
利用日	一月一日から三日まで及び十二月二十九日から三十一日までを除く毎日（大房岬自然公園施設の博物展示施設及びレストハウス、片貝自然公園施設の博物展示施設並びに白子自然公園施設の野球場については、毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）

【改正後】

(利用日等)

第九条 自然公園施設の利用時間及び利用日は、次のとおりとする。

利用時間	大房岬自然公園施設の博物展示施設及びレストハウスについては午前九時から午後四時三十分まで、白子自然公園施設の野球場については午前九時から午後五時まで
利用日	一月一日から三日まで及び十二月二十九日から三十一日までを除く毎日（大房岬自然公園施設の博物展示施設及びレストハウス並びに白子自然公園施設の野球場については、毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）

3 施 行 日

令和7年4月1日